

条例上の伊勢茶の定義について（正副委員長案）

1 これまでの特別委員会での議論

- 第 10 回特別委員会（令和 7 年 3 月 17 日開催）において、条例の対象となるお茶の範囲については、「三重県産のお茶全般を広く対象とすること」として了承された。
- その際、条文上どのように表記（定義）するかについては、改めて検討することとなった。

2 条例上の伊勢茶の定義（案）

- この条例において「伊勢茶」とは、伊勢茶その他いかなる名称であるかを問わず、県内で生産された茶葉を用いたお茶をいう。

【解説】

(1) 伊勢茶その他いかなる名称であるかを問わず、

- 三重県産のお茶が伊勢茶という商品名以外にも様々な商品名で販売・提供されていることを踏まえ、どのような商品名を用いるかを問わない「総称」としての位置付けであることを明らかにしている。なお、この部分における伊勢茶の表記については、商品名（商標）の例示である。
- この条例における「伊勢茶」の定義は、この条例に基づく施策の推進の対象となるお茶の対象を「総称」として定義するものであって、伊勢茶の登録商標を含め、個別の商品名に関する権利義務に影響するものではない。

（参考）伊勢茶の登録商標

- 商標法に基づき、平成 19 年に三重県の茶業団体*が伊勢茶の名称を商標登録している。（使用する商品として「三重県産の緑茶」を指定。）
- 商品等に伊勢茶の名称（登録商標）を使用するためには、三重県茶業会議所が定める内規に基づき、商標権者の許諾等が必要。
- 三重県茶業会議所が定める内規において、「三重県産 100%の緑茶」に限定して伊勢茶の名称（登録商標）の使用を認める取扱いにしている。

※ 全国農業協同組合連合会、三重茶農業協同組合及び三重県茶商工業協同組合

(2) 県内で生産された茶葉を用いた

- お茶の中でも三重県産の茶葉を用いるものに限定している。県内で生産された荒茶が他府県の事業者により仕上げられ、販売される事例もあることを踏まえ、加工、販売等について県内に限定していない。

なお、三重県産の茶葉以外の原料使用について限定をしていないため、例

例えば玄米茶、フレーバーティーなどの三重県産の茶葉以外の物を添加したお茶も含まれる。

(3) お茶

- ・ 茶葉から抽出されるものが対象であり、緑茶のみならず、ウーロン茶、紅茶等が広く対象となる。一方で、麦茶、柿の葉茶等といった茶葉を用いないものは対象とならない。

※ お茶の種類については、参考資料 1を参照。